水先料の上限認可額 (東京湾関係 抜粋)

国土交通大臣 公示

平成 24 年 2 月 10 日

平成 26 年 2 月 10 日 (一部改正)

平成 28 年 12 月 21 日 (一部改正)

令和元年9月4日 (一部改正)

令和6年1月1日 現在

- 1. 水先料の上限の額は、別表の水先料の額の100分の110に相当する額とする。
- 2. 次の表の左欄に掲げる水先をする場合における水先料の額は、前項の規定にかかわらず、 それぞれ同表の右欄に掲げる額の100分の110に相当する額とする。

左 欄			右 欄			
1. 試運転、コンパス矯正、方向探知器誤差測定その他これに類する目的のため水先をする場合	港内におい て水先をす る場合	水先をする時間 が 2 時間以内で あるとき	別表に定める転びょうに係る水先料の額			
		水先をする時間 が 2 時間を超え るとき	別表に定める転びょうに係る水先料の額に、2 時間を超える 1 時間ごとに (1 時間に満たないものは 1 時間とする。以下同じ。) その額の 100 分の50 に相当する額を加えた額			
	港内と港外 との間又おい で水先をす る場合	水先をする時間 が 2 時間以内で あるとき	別表に定める入出港に係る水先料の額			
		水先をする時間 が 2 時間を超え るとき	別表に定める入出港に係る水先料の額に、2 時間を超える1時間ごとに同表に定める転びょうに係る水先料の額の100分の50に相当する額を加えた額			
2.2人の水先人が交代で8時間以上引き続き水先をする場合			別表に定める入出港に係る水先料の額に、その 100分の10に相当する額を加えた額			
3. 入出港する船舶について、水先人が通常乗下船する場所から著しく離れた地点から、又はその地点まで水先をする場合			別表に定める入出港に係る水先料の額に、その 100分の50に相当する額の範囲内で、その距離 に応じて水先人と船舶所有者又は船長とが協定 して定めた額を加えた額			
4. 水先人の事務所が置かれている港から著しく離れた場所において水先をする場合		る港から著しく離れ	別表に定める水先料の額に、水先人の旅費、 宿泊料及び乗下船に要する費用に相当する額を 加えた額			

- 3. 次の各号に掲げる水先をする場合における水先料の額は、前2項の規定にかかわらず、別表の水先料の額(前項の表の左欄に掲げる水先をする場合には同表の右欄に掲げる額)とする。
 - ① 専ら国内及び国内以外の地域にわたって又は国内以外の地域間で行われる旅客又は貨物の輸送の用に供される船舶の水先であって、海上運送法第2条第2項に規定する船舶運航事業又は同条第7項に規定する船舶貸渡業を営む者に対してするもの
 - ② 前号に掲げるもののほか、外国為替及び外国貿易法(昭和 24 年法律第 228 号)第 6 条第 1 項第 6 号に規定する非居住者に対してする水先
- 4. 2人の水先人が共同で水先をする場合(操舵室が船側にある船舶の水先をする場合を除く。) におけるそれぞれの水先料の額は、前3項の規定にかかわらず、これらの規定による水先料の額(第2項の表2及び4の割増額を除く。)からその100分の15(法第35条の規定により船舶に水先人を乗り込ませなければならない港又は水域を有する水先区において水先をする場合にあっては100分の25)に相当する額を減じた額とする。
- 5. 水先法第35条の規定により水先人を乗り込ませなければならない船舶(海上運送法第19条の 4第1項の対外旅客定期航路事業に使用する船舶に限る。)であって、同一の水先区における 1日の航海の回数が1年間(整備、検査等の事由により、当該船舶が一時的に航海に従事しな い日を除く。)を通じて平均1回以上であるものの水先をする場合における水先料の額は、第1 項から第4項までの規定にかかわらず、これらの規定による水先料の額(第2項の表3の割増額 を除く。)からその100分の30に相当する額を減じた額とする。
- 6. 水先人が約定した場所におもむいてから水先をする船舶を下船するまでの間において当該船舶の船長の責めに帰すべき事由により30分を超えて待機した場合における水先料の額は、前各項の規定にかかわらず、これらの規定による水先料の額に、その超えた時間の30分ごとに5400円の100分の110に相当する額(第3項各号に掲げる水先をする場合にあっては、その超えた時間の30分ごとに5400円)を加えた額とする。

	水先料の額 (単位 円)					
	日出から日没までの間において水先をする場合					
水先をする船舶の運航区分	えい舫		えい航	ら日出ま		
	船舶のトン数の測度に 第5条第3項に規定 あって国土交通省令 う。)以外の船舶の場合		される船舶の場	ょでの間におい		
	総トン数が千トン以下 であり、かつ、喫水が 3 メートル以下である 場合		合	て水先をする場		
	基本額	加算額				合
京浜港東京区の境界付近と千葉港の境 界付近との間の航行	①48,655 ②11,166	476	(千トンに満たないものは千トンとする。)を増すごとに加算を、火水のではがあり、クロンチメートル(30 センチメートルのは 30センチメートルといものは 30センチメートルごとがない。算額をできる。算額をできたがある。	される船舶以外の船舶の場合の欄に掲げる額の10分のの当範算割で基本本加東東をは額額をは、10の当範算割で基本本加力の当範算割で基本本加力を額又のた。10の船舶の場合の欄に掲げる額の10分の船舶の場合の欄に掲げる額の10分の船舶の場合の欄に掲げる額の10分	が航	日出から
京浜港東京区の境界付近と木更津港の境界付近との間の航行	①56,878 ②19,390	782			つらまとりに見ぎまと見てりた。 おおい からまとりに見ぎまと見てした。 おおい からない こうかん おいかい かいかい かいかい かいかい かいかい かいかい かいかい かい	日没までの
京浜港川崎区又は同港横浜区の境界 付近と同港東京区の境界付近との間の 航行	①59,620 ②22,131	884				間において水先をする場合の欄に掲げ
京浜港川崎区又は同港横浜区の境界付近と千葉港の境界付近との間の航行	①63,212 ②25,723	1,020				
京浜港川崎区又は同港横浜区の境界 付近と木更津港の境界付近との間の航 行	①47,804 ②10,315	442				
千葉港の境界付近と木更津港の境界付 近との間の航行	①64,157 ②26,668	1,054			の 180 に 相 当	る額の100分
木更津港への入港又は同港からの出港	①67,466 ②29,977	1,172			する額	の 150 に 相 当
木更津港内における転びょう	①64,724 ②27,235	1,070				する額

京浜港横浜区第5区(横浜金沢木材ふ 頭東防波堤灯台(北緯35度22分43秒 東経139度39分30秒)から95度40分 3千メートルの地点から271度40分に金 沢木材ふ頭東(外)防波堤まで引いた 線以南の水域に限る。以下「小柴埼水 域」という。)のシーバースへの着船又は 同港横浜区第5区(小柴埼水域に限 る。)のシーバースからの発船	①64,724 ②27,235	1,070
京浜港東京区への入港又は同港東京区からの出港	①41,781 ②32,327	1,230
京浜港東京区内における転びょう	①38,076 ②28,622	1,090
京浜港川崎区第2区を除く。)への入港(第4区及び第5区を除く。)への入港(同港川崎区第1区又は同港横浜区(第4区大は同港区を除く。)のため間港川崎区第2区又は同港横浜区(第4区及び第5区を除く。)からの出港川崎区第2区若しくは第5区でない。)での出港(同港川崎区第2区を除く。)からの出港(同港川崎区第1区又は同港大区で第5区を除く。)からの港川崎区第4区を除く。)からの港側ので第5区を除く。)からの港川崎区第5区を除く。)がらの港川崎区第5区を除る。)にまから93度に引いた線、大下にの項において「北西水域」という。)において「北西水域」という。)において「北西水域」という。)において「北西水域」という。)に港横浜区第4区若しくは第5区からをでは、10での入港(同港川崎区第1区、北西水域に限る。)へ入る場合を含む。)を含む。)がらの出る場合を含む。)を除く。)がら出る場合を含む。)を除く。)がら出る場合を含む。)を除く。)がら出る場合を含む。)を除く。)	①34,472 ②26,991	1,030

京浜港横浜区第3区(北西水域に限る。)への入港(同港川崎区第1区又は同港横浜区第4区若しくは第5区から転びようのため同港横浜区第3区(北西水域に限る。)へ入る場合を含む。)又は同港横浜区第3区(北西水域に限る。)からの出港(同港川崎区第1区又は同港横浜区第4区若しくは第5区へ転びようのため同港横浜区第3区(北西水域に限る。)から出る場合を含む。)	①48,119 ②40,638	1,540
京浜港川崎区第1区若しくは同港横浜 区第4区への入港(同港川崎区第2区 から、又は同港横浜区の第4区以外の 各区から転びょうのため同港川崎区第1 区又は同港横浜区第4区へ入る場合を 含む。)又は同港川崎区第1区若しくは 同港横浜区第4区からの出港(同港川 崎区第2区へ、又は同港横浜区の第4 区以外の各区へ転びょうのため同港川 崎区第1区若しくは同港横浜区第4区か ら出る場合を含む。)	①48,119 ②40,638	1,540
京浜港横浜区第5区(南本牧ふ頭付近の水域及び小柴埼水域を除く。)への入港(同港川崎区、同港横浜区の第5区以外の各区又は小柴埼水域から転びようのため同港横浜区第5区(南本牧ふ頭付近の水域及び小柴埼水域を除く。)へ入る場合を含む。)又は同港横浜区第5区(南本牧ふ頭付近の水域及び小柴埼水域を除く。)からの出港(同港川崎区、同港横浜区の第5区以外の各区又は小柴埼水域へ転びようのため同港横浜区第5区(南本牧ふ頭付近の水域及び小柴埼水域を除く。)から出る場合を含む。)	①40,008 ②32,527	1,236

京浜港横浜区第5区(南本牧ふ頭付近の水域に限る。)への入港(同港川崎区、同港横浜区の第5区以外の各区又は小柴埼水域から転びょうのため同港横浜区第5区(南本牧ふ頭付近の水域に限る。)へ入る場合を含む。)又は同港横浜区第5区(南本牧ふ頭付近の水域に限る。)からの出港(同港川崎区、同港横浜区の第5区以外の各区又は小柴埼水域へ転びょうのため同港横浜区第5区(南本牧ふ頭付近の水域に限る。)から出る場合を含む。)	①34,472 ②26,991	1,030
京浜港川崎区第2区及び同港横浜区 (第3区(北西水域に限る。)及び第4区 を除く。)内における転びょう(同港横浜 区第5区に係るものを除く。)	①34,472 ②26,991	1,030
京浜港川崎区第1区及び同港横浜区 第4区内における転びょう(同港横浜区 第3区(北西水域に限る。)に係る同港 川崎区第2区及び同港横浜区(第4区 及び第5区を除く。)内における転びょう を含む。)	①45,543 ②38,062	1,442
京浜港横浜区第5区(南本牧ふ頭付近 の水域及び小柴埼水域を除く。)に係る 同港横浜区第5区(小柴埼水域を除 く。)内における転びょう	①40,008 ②32,527	1,236
京浜港横浜区第5区(南本牧ふ頭付近 の水域に限る。)内における転びょう	①34,472 ②26,991	1,030
千葉港(第 4 区を除く。)への入港又は同港(第 4 区を除く。)からの出港	①39,721 ②32,240	1,225
千葉港第4区への入港又は同港第4区 からの出港	①36,190 ②28,709	1,095
千葉港内における転びょう	①34,472 ②26,991	1,030

東京湾入口と京浜港東京区の境界付 近との間の航行	①84,953 ②47,464	1,836
東京湾入口と京浜港川崎区又は同港 横浜区の境界付近との間の航行	①66,804 ②29,315	1,156
東京湾入口と千葉港の境界付近との間 の航行	①89,490 ②52,001	2,006
東京湾入口と横須賀港の境界付近との 間の航行	①57,730 ②20,241	816
東京湾入口から木更津港の境界付近への航行	①65,953 ②28,464	1,122
木更津港の境界付近から東京湾入口 への航行	①76,824 ②39,335	1,530
横須賀港の境界付近と京浜港東京区の 境界付近との間の航行	①72,286 ②34,798	1,360
横須賀港の境界付近と京浜港川崎区 又は同港横浜区の境界付近との間の航 行	①52,342 ②14,853	612
横須賀港の境界付近と千葉港の境界付 近との間の航行	①80,416 ②42,927	1,666
横須賀港の境界付近と木更津港の境界 付近との間の航行	①53,192 ②15,703	646
水先区内の前各欄に掲げる航行以外の航行	水先の距離 1 海 里ごとに、1,810 円の料率によって 計算した額に 1,123 円を加えた 額	水先の距離 1海里ごとに、 68円の料率に よって計算し た額
横須賀港への入港又は同港からの出港	①64,724 ②27,235	1,070

横須賀港内における転びょう	①64,724 ②27,235	1,070			
---------------	--------------------	-------	--	--	--

備考

- 1. この表における水先料の額の欄中「日出から日没までの間において水先をする場合」及び「日 没から日出までの間において水先をする場合」の適用については、当該規定中「水先をする」を 船舶に乗り込んだ後、当該船舶を導くために必要な準備行為を開始した時点(以下「水先を始 めた時」という。)から当該船舶を導く行為を終了する時点(以下「水先を終わる時」という。)まで の間の行為に限ることとして、これを行うものとする。
- 2. この表における喫水は、水先を始めた時から水先を終わる時までの間における最大のものとし、 排水量をもって大きさを表す船舶については、その排水トン数の 5 分の 3 に相当するトン数を 当該船舶の総トン数とみなす。
- 3. 加算割増率は、次の算式により算出する。

$$K = \{(3.5 / 1,000) \times L^3 - T \times 1.2\} / 1,000$$

Kは、加算割増率であって、負の値の場合は0とする。

Lは、船舶の長さ(メートル)の値

Tは、総トン数(千トン以下の場合は千トン)の値

4. この表における基本額の欄中、①の額と②の額がある場合、「①の額」は、総トン数1万トン以上の船舶に、「②の額」は、総トン数1万トン未満の船舶に適用する。